

いしのまき総合スポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、いしのまき総合スポーツクラブと称し、特定非営利活動法人石巻市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第5条第1項第1号に規定する総合型地域スポーツクラブの運営に係る事業を行うために組織する。

(所在地)

第2条 この団体は、事務所を宮城県石巻市泉町三丁目1番63号、体育協会内に置く。

第2章 目的、運営及び事業

(運営目的)

第3条 この団体は、「石巻圏域のスポーツ文化の醸成を通して、元気な町・健康な町・心豊かな町づくりの推進に貢献します」を基本理念に、個人の健康と地域社会の健康をサポートする、健康トータルプランナーを目指し、子どもから高齢者まで全ての市民が、それぞれに合った形で「するスポーツ・観るスポーツ・支えるスポーツ」の実現に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流・スポーツ教室
- (2) サークル・クラブ活動
- (3) クラブイベント
- (4) 研修会、講演会等の開催
- (5) その他の事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とし、正会員をもって当団体の構成員とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人、体育協会推薦者及び教室講師とし、総会の議決権を有する。
- (2) 準会員 この団体に入会した高校生以下の個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、委員長に申し込むものとし、委員長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 委員長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める所定の年会費を納入しなければならない。ただし、体育協会推薦者及び教室講師はこの限りではない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けても納入しないとき。
- (4) 体育協会推薦者が推薦を取り消されたとき及び教室講師でなくなったとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を委員長に提出して、任意に退会することができる。

ただし、体育協会推薦者は、体育協会の承認を受けなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 委員 5人以上10人以内
- (2) 監事 3人

2 委員のうち1人を委員長とし、副委員長2人を置くことができる。

(選任等)

第13条 委員は正会員の中から選出し、総会の承認を受けなければならない。

- 2 監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 監事は、委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 委員長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 委員は、委員会を構成し、この規約の定め及び委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 第2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 委員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、委員に意見を述べ、若しくは委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第18条 この団体に事務局及び職員を置くことができる。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 委員の解任及び監事の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、委員長が招集する。

2 委員長は、第22条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の成立)

第25条 総会は、正会員出席者をもって成立する。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 委員会

(構成)

第 29 条 委員会は、委員をもって構成する。

(機能)

第 30 条 委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 委員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ、出席した委員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、委員会に出席したものとみなす。
- 4 委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、委員長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、委員長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、委員長は、委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、体育協会理事会の承認を経てから、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 規約の改正、解散

(規約の改正)

第 47 条 この団体が規約を変更しようとする場合は、体育協会理事会の承認を経てから、総会において、出席した正会員の過半数による議決を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この団体は、次に掲げる事由により、解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、体育協会理事会の承認を経てから、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、体育協会に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この団体が合併しようとするときは、体育協会理事会の承認を経てから、総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 51 条 この規約の施行について必要な細則は、委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、設立の日（平成 24 年 4 月 27 日）から施行するものとする。

(役員)

2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

委員長	佐藤 勝雄
副委員長	今野 勝實
副委員長	永久保 陽子
委員	木村 清徳
委員	松本 敏憲
委員	高橋 照雄

委員	山崎 省一
委員	米谷 正信
委員	佐々木 勝男
委員	泉 久治
監事	大森 博行
監事	高橋 正志
監事	木村 忠行

(当初役員の任期)

3 この団体の設立当初の役員の任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 24 年 5 月 31 日までとする。

(年会費)

4 この団体の年会費は、別途定める。

(附則)

- ・ 本規約は、一部改正し、平成 25 年 4 月 17 日より施行する。
- ・ 本規約は、一部改正し、平成 28 年 1 月 21 日より施行する。